

公社等外郭団体関与指針細則

1 目的

本細則は、公社等外郭団体関与指針（以下「指針」という。）第6の規定により、知事が定める必要な事項を定めるものとする。

2 関与の実施体制

(1) 総務部長の役割

総務部長（千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）第7条に規定する部の部長のうち総務部を所管する部長をいう。以下同じ。）は、指針に基づき、団体に対する関与の統一を図るため、必要に応じて、総合調整を行う。

(2) 所管部長等の役割

所管部長等（同規程同条に規定する部の部長のうち団体を所管する部長、千葉県教育委員会教育長及び千葉県警察本部長をいう。）は、指針に基づき、直接的な関与に関する事務を行い、必要に応じて、総務部長に報告及び協議を行う。

3 公社等外郭団体に該当する法人（指針第3関係）

(1) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人

公益財団法人千葉県私学教育振興財団、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団、京葉臨海鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、いすみ鉄道株式会社、公益財団法人千葉県消防協会、公益財団法人千葉ヘルス財団、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団、公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター、公益財団法人千葉県動物保護管理協会、公益財団法人印旛沼環境基金、公益財団法人千葉交響楽団、公益財団法人千葉県文化振興財団、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、公益財団法人千葉県産業振興センター、株式会社幕張メッセ、公益財団法人かずさDNA研究所、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター、株式会社千葉データセンター、千葉園芸プラスチック加工株式会社、公益社団法人千葉県園芸協会、公益社団法人千葉県緑化推進委員会、一般財団法人千葉県漁業振興基金、公益財団法人千葉県水産振興公社、一般財団法人千葉県まちづくり公社、公益財団法人千葉県建設技術センター、千葉県土地開発公社、千葉県道路公社、公益財団法人千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社及び公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

(2) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県が損失補償等を行っている法人

千葉県信用保証協会

**(3) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県として特に
関与を要するとした法人**

一般財団法人千葉県環境財団及び公益財団法人千葉県教育振興財団

4 経営健全化方針の策定対象となる法人（指針第5の1（2）関係）

(1) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過となる法人（土地開発公社においては、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、債務保証又は損失補償を行っている県の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする）

(2) 近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人

直近3か年分の経常損益の平均が赤字（マイナス）であり、直近決算の純資産額を当該平均の絶対値の額で除した数を債務超過になるまでの年数とし、この年数が5年以内となる法人

(3) 県が多大な財政的リスクを有する法人

県が公社等外郭団体に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、損失補償、債務保証又は短期貸付けを行っている県の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している法人

5 事前又は事後に報告を求める対象となる理事会等の結果等の例（指針第5の3（1）関係）

(1) 事務管理事項

理事会等の会議結果、監査の結果、定款等の改廃、重要な財産の取得・処分

(2) 組織・人事管理事項

役職員数の増減、役員の任免、組織・職制の新設又は改廃、役員報酬の決定、職員の給与・旅費等の基準の制定又は改廃

(3) 事業管理事項

主要な事業の進捗状況及び各事業年度の事業計画の策定又は変更

(4) 財務管理事項

各事業年度の決算・予算の作成又は変更、資金運用の状況

6 公表等の対象となる財務諸表等及び一般の閲覧に供するために備え置く場所（指針第5の3（4）関係）

（1）公表及び提出の対象となる財務諸表等

ア 全ての団体共通

定款、役員名簿、貸借対照表、正味財産増減計算書等又は損益計算書若しくはその要旨、役職員の報酬及び給与に関する規程、業務の委託方法に関する規程並びに資金運用に関する規程

イ 株式会社以外の団体（アに加える）

社団法人の構成員である社員の名簿、事業報告書、キャッシュフロー計算書、附属明細書、財産目録、事業計画書、収支予算書

（2）一般の閲覧に供するために備え置く場所

千葉県文書館

7 監査又は会計に識見を有する者の例（指針第5の3（5）関係）

- （1）弁護士、税理士又は中小企業診断士
- （2）会計検査院又は公正取引委員会、金融庁若しくは国税庁の現職者及び退職者
- （3）金融機関の現職者及び退職者

8 資金運用に関する規程に盛り込む必要がある事項の例（指針第5の3（6）関係）

- （1）資金運用の基本原則（安全性の重視並びに安全性が確保されないもの又はリスクを正確に把握できないものの取得の禁止及び適宜の処分など）
- （2）資金運用の人員体制、権限及び責任
- （3）資金運用計画の策定
- （4）資金運用の際の具体的な意思決定手続
- （5）資金運用状況に関する定期的な検証及び理事会等への報告
- （6）保有し得る債券等の内容
- （7）運用限度額
- （8）欠損が生じた場合又は生じるおそれがある場合における対応方針
- （9）必要に応じた外部専門家による検証及び助言
- （10）意思決定過程を明らかにするための記録の整備

9 県が課す責務や努力義務、県が行う要請等の例（指針第5の3（7）関係）

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）等に基づく指揮監督等、各種監査、予算の執行に関する調査等及び団体の経営状況に関する資料の議会への提出に係る対応
- （2）簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく職員数及び職員の給与に関する情報の公開
- （3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）等に基づく健全化判断比率の算定に係る対応
- （4）千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）等に基づく個人情報保護に係る必要な措置
- （5）千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）等に基づく情報公開に係る必要な措置
- （6）中小企業者に対する県の官公需契約の方針に基づく中小企業者の受注機会の増大に係る必要な措置
- （7）千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力調達

附則

- 1 本細則は、令和4年12月27日から施行する。